



BYA Family／講師会員規程 株式会社 Baby Yoga Associates

本講師登録規程(以下「本規程」という)は、株式会社ベビーヨガアソシエイト(以下「BYA」という)と弊社講座修了インストラクター(以下「講師会員」という)との関係に適用するものとする。

[第1章 講師登録]

第1条 (講師登録)

講師会員とは、BYAの活動方針に賛同し、本規程を承認し、本規程で定める全ての入会手続きを完了した者とし、講師活動をjする上で、この講師登録は必須とします。

第2条 (講師会員の資格)

講師登録の資格を有する者とは、BYA講師養成講座を修了し、修了実技試験・筆記試験・課題提出・修了後クラス実施等の試験に合格し認定された者とし、BYAの活動主旨に賛同し、円滑な実施に協力しようとする者とし、ます。

第3条 (講師会員の活動内容)

講師会員は、BYAの以下の活動を行うことができます

- (1) スタジオ・施設等での講師活動
- (2) 講師会員に限定した、BYA主催各種講習会・勉強会への参加
- (3) BYAの主催する各種イベントの企画・参加・活動
- (4) 講師会員同士の交流会・サークル活動・野外活動への参加

第4条 (講師会員の権利)

- (1) 講師会員は、BYAの講師会員限定の情報を受取ることができます。
- (2) 講師会員は、名刺に各々の取得資格名を表記することができます。BYA指定の名刺などの販促ツールを使用することができます。BYAの主催する活動に参加することができます。
- (3) 講師会員は、BYA本部が団体加入している損害賠償責任保険に加入しています。ただし、保険の適用には別途定める条件(第5章・2条)を満たさなくてはなりません。

[第2章 入会]

第1条 (入会の承認)

入会の承認は、講座を修了した時点で入会することができます。

[第3章 講師会員の行動規範]

第1条 (活動における指導内容について)

講師会員は、各々の修了した講師養成プログラム講座内容で習得した内容を逸脱することなく安全に配慮し、指導にあたること。

第2条 (クラスの安全基準について)

講師会員は、年に1回クラスの安全基準に関する勉強会出席または課題提出を行うこととする。

第3条 (指導内容の見直し)

各々が習得した内容が正しく理解されているか、年に1回勉強会または、課題提出を行うこととする。

[第4章 講師会員資格の喪失]

第1条 (講師会員資格の除名)

講師会員が定められた事項を逸脱し、相応しくない行為をした場合は登録失効を決定します。

第2条 (講師会員資格の喪失)

次の各号に当該するにいたったときは、その資格を喪失します。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (2) 更新手続きを失効した場合
- (3) 指導内容にBYAの定める指導範囲を逸脱する行為がみられたとき
- (4) ライセンスの侵害にあたる行為を行ったとき

[第5章 休会]

第1条 (趣旨)

1. 特例としての休会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 (休会理由)

1. 講師会員は、次の理由により休会することができる。

- (1) 妊娠・出産
- (2) 長期の病気療養
- (3) その他BYAに承認された理由

第3条 (期間と条件)

2. 休会の期間は1年間とする。継続し休会の場合は、別途承認が必要。
3. 休会の限度は原則5回までとする。
4. 1年以上の休会をする場合は、再度各講座を再聴講(休会時は有料)してから講師活動への復帰を認めることとする。
5. 休会の年会費は2,000円とする。
3. 年会費は、講師登録制度の登録料とする。
4. 既納の年会費は、いかなる理由があっても返還できません。

[第6章 会費]

第1条 (年会費)

1. 講師会員は、別に定める年会費を所定の方法に従い支払わなければならない。
2. 年会費は1年分を12月末まで銀行振込にて支払うこととし、金額は年間12,000円(税込)とします。
3. 年会費は、講師登録制度の整備・運営費・保険費とする。
4. 既納の年会費は、いかなる理由があっても返還できません。

第2条 (BYA加入損害賠償責任保険の適用)

講師会員は、BYAが団体加入している損害賠償責任保険を各自のクラスに適用することができる。ただし、保険の適用には以下の条件を満たすこととする。

1. 講師会員資格を有する者であること
2. クラス開催の際には「事前レポート」「事後レポート」の提出を行うこと
3. 第3章・1条に定める通り、各プログラムに準ずる内容を行うこと
4. 講師会員年会費を指定する期日までに納入している者

[第7章 損害賠償]

第1条 (損害賠償)

講師会員が、本規程及び本規定に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によってBYAが損害を受けた場合、当該講師会員は、BYAが受けた損害をBYAに賠償しなければなりません。前項の規程は、講師会員資格が喪失されても継続されます。

[第8章 その他]

第1条 (規定の追加)

本規程に定めのない事項で、必要と判断される事項についてはBYAの承認を経て、順次定めることとします。

附則

1. この規程は2014年1月1日より施行する。
2. この規程は2015年1月1日より一部改正して施行する。